職員団体の登録に関する条例

昭和41年９月10日

条例第31号

（趣旨）

第１条　この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第53条第１項、第５項、第６項、第９項及び第10項の規定に基づき、職員団体の登録に関し必要な事項を定めるものとする。

（登録の申請）

第２条　職員団体が人事委員会に登録を申請する場合には、その代表者を通じて、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

(１)　理事その他の役員の氏名、住所及び職名（職員でない者にあっては、その職業）

(２)　すべての事務所の所在地

(３)　連合体である職員団体にあっては、その構成団体の名称

２　前項の申請書には、規約のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(１)　規約の作成又は変更、役員の選挙その他これらに準ずる重要な行為が法第53条第３項の規定に従い決定されたこと並びにその投票の日、場所及び結果を証明する書類

(２)　法第53条第４項の規定に従って組織されていることを証明する書類

（登録）

第３条　人事委員会は、前条の規定による申請があった場合において、当該団体が法第53条第２項から第４項までの規定に適合する職員団体であるときは、規約及び前条第１項の申請書の記載事項を職員団体登録簿に登録しなければならない。

（登録の通知）

第４条　人事委員会は、登録の申請を受けた日から30日以内に、登録をしたときはその旨を、しないときは理由を付してその旨を、申請をした職員団体に通知しなければならない。

（規約等の変更又は解散の届出）

第５条　登録を受けた職員団体は、その規約若しくは第２条第１項の申請書の記載事項に変更があったとき、又は解散したときは、その事由を生じた日から10日以内に、その代表者を通じて、変更された事項又は解散した旨を記載した届出書を人事委員会に提出しなければならない。

２　第１項の規定による届出が規約の変更、役員の選挙その他これらに準ずる重要な行為に係るときは、それらの行為が法第53条第３項の規定に従い決定されたこと並びにその投票の日、場所及び結果を証明する書類を添付しなければならない。

３　第３条及び前条の規定は、変更された事項の登録について準用する。

（登録の効力停止及び取消しの通知）

第６条　人事委員会は、法第53条第６項の規定により職員団体の登録の効力を停止し、又は登録を取り消すときは、理由を付してその旨を記載した書面をもって当該職員団体に通知しなければならない。

（人事委員会規則への委任）

第７条　この条例に定めるもののほか、職員団体の登録に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和53年10月27日条例第28号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成６年10月14日条例第37号）

この条例は、規則で定める日から施行する。

（平成６年10月規則第62号で、同６年10月14日から施行）

附　則（平成16年３月26日条例第２号）

この条例は、（中略）公布の日から施行する。